

令和6年5月16日
健康福祉常任委員会資料

医療確保と健康づくり

- ・ 生活衛生の推進について

保健医療部

生活衛生課

目 次

【生活衛生の推進について】

I	食の安全安心の推進	3
II	水道の整備と衛生対策	7
III	生活衛生営業指導対策	9
IV	生活環境の衛生確保対策	10
V	動物愛護管理対策	11
資 料 編 (文中に参照頁を表示)		15
用 語 編 (文中に※で参照番号を表示)		23

【生活衛生の推進について】

I 食の安全安心の推進

食の安全安心と食育に関する条例に基づいて令和4年3月に策定した「食の安全安心推進計画(第4次)」(令和4年度～令和8年度)により、食の安全安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

また、食品衛生法の改正により全ての事業者にはHACCP(ハサップ) ※1に沿った衛生管理が制度化されたことを踏まえ、小規模事業者等に対して「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の導入・定着支援に取り組む。

1 食品衛生対策

(42,350千円)

(1) 食品関係施設の監視指導

食品関係施設に対する危害度に応じた業種毎の監視回数等を定めた県監視指導計画(毎年度策定公表)に基づき、監視及び検査体制の充実強化に努める。

令和5年度の食品関係施設に対する監視指導は、営業許可施設 ※2 85,670 施設に対し、延べ 28,736 回、営業届出施設 ※3 30,065 施設に対し、延べ 5,831 回実施した。(P.15～18 1～2参照)

<令和5年度実績>食品関係施設の監視状況

区分	業種	所管	年度末施設数	監視実施回数
営業許可施設	改正前の食品衛生法に基づく34業種	県	16,197	8,320
		政令(中核)市	27,578	6,526
		計	43,775	14,846
	改正後の食品衛生法に基づく32業種	県	16,607	3,153
		政令(中核)市	25,288	10,737
		計	41,895	13,890
合計			85,670	28,736
営業届出施設	集団給食施設、野菜果物販売業等	県	11,795	2,130
		政令(中核)市	18,270	3,701
		計	30,065	5,831

ア 「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の導入支援

小規模事業者等に対し、講習会(令和5年度89回4,674人)や来庁時のほか、施設監視時に厚生労働省が確認した手引書を活用した導入支援を行う。

イ モニタリング機器を活用した科学的監視

健康福祉事務所(保健所)に配備しているモニタリング機器 ※4 を活用(令和5年度5,859件)し、より高度化した食品工場や大量調理施設を重点対象とした科学的なデータに基づく専門的な監視を推進する。

ウ 食品関係施設一斉取締りの実施

食中毒の多発する時期や食品が多量に流通する時期等に合わせた県内一斉の取締り期間(夏期(7月)、年末(12月)、ふぐ取扱い施設(11～2月))を設け、食品関係施設を重点的に監視指導し、食品に起因する事故の防止に努める。

エ 季節的営業の集中監視

海水浴場、キャンプ場、スキー場等、季節的に利用客が急増する営業施設に対しては集中的に監視指導を行い、食品及び施設の衛生確保に努める。

(2) 食品及び添加物等の試験検査

食品及び添加物等の安全性を確保するため、県立健康科学研究所及び健康福祉事務所検査室において食品等の試験検査(令和5年度 738件)を実施し、違反品の排除に努め、食品に対する県民の不安解消を図る。(P.19 3参照)

(3) 食中毒防止対策

ア 食中毒の発生状況

令和5年度の県内における食中毒発生件数は32件であった。

主な病因物質では、ノロウイルス(※5)によるものが16件、カンピロバクター(※7)によるものが6件、ウエルシュ菌(※6)によるものが3件、クドア・セブテンブクタータ(※8)によるものが1件等の発生があった。

<令和5年度実績>食中毒発生件数、患者数、死者数

県		政令(中核)市		計		全 国	
件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
15	427(0)	17	441(0)	32	868(0)	1,021	11,803(4)

注：()内は死者数で内数、患者数は速報値。全国は年次統計のため令和5年

イ 食中毒の予防対策

カンピロバクター食中毒防止のため、鶏肉等の衛生的取扱い等について営業者及び消費者に指導・啓発を行い、ノロウイルス食中毒防止として、調理従事者の健康管理及び二次汚染対策の徹底を中心とした指導を行う。

食中毒の発生頻度の高い業種への重点監視を実施するとともに、営業者や従事者を対象とした衛生講習会(令和5年度224回)を計画的に開催する。

(4) 違反に対する行政措置状況

食品関係営業者に対して、監視指導を通じて食品衛生法の遵守を指導し、違反事例を発見した場合には、厳正かつ速やかに措置を行い、事故の拡大防止、違反の再発防止を図る。

<令和5年度実績>行政措置状況

区 分	処 分 内 容					
	営業禁止 命 令	営業停止 命 令	廃 棄 命 令	回 命 令	収 令	その他
許可を要する営業 (※2)	3 (1)	24 (13)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	17 (1)
許可を要しない営業 (※9)	0 (0)	0 (0)	9 (0)	10 (2)	0 (0)	6 (2)

注：（ ）内は政令（中核）市分で内数

2 食肉衛生対策

(89,938千円)

「と畜場法」、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、食肉センター及び食鳥処理場におけると畜検査・食鳥検査の徹底、事業者・従事者への衛生指導並びにHACCPに沿った衛生管理の徹底に努め、食肉・食鳥肉の安全性の確保を図る。

(1) と畜検査

ア と畜検査の状況

県内のと畜検査頭数は令和元年まで減少傾向にあったが、近年は増加傾向にあり、令和5年度における全獣畜のと畜検査頭数は164,257頭であった。

<令和5年度実績>畜種別と畜検査頭数

牛・馬	豚	めん羊・山羊	とく(子牛)・駒(子馬)	と畜 頭数合計
68,378 (52,770)	95,733 (44,601)	0 (0)	146 (117)	164,257 (97,488)

注：（ ）内は政令（中核）市分で内数

イ 精密検査の実施

家畜疾病の複雑多様化、動物用医薬品の食肉中への残留、口蹄疫など外国からの疾病の侵入など新たな課題が生じていることから、最新の機器による微生物学、病理学及び理化学検査等、精密検査の充実に努める。(P.19 4参照)

<令和5年度実績>

精密検査頭数 421頭（うち全部廃棄231頭、一部廃棄132頭）

ウ 牛海綿状脳症（BSE）対策の実施

平成13年10月18日以降、BSE対策特別措置法に基づき、対象牛のスクリーニング検査(※10)及び特定部位の完全な除去、焼却など適正な措置を講じてきた。

今般、BSEサーベイランスに関する国際基準が見直されたことから、令和6年度からは月齢の規定を全て撤廃し、と畜場における生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛について検査を実施する。

<令和5年度末までの実績累計>

BSE検査頭数 824,988頭（すべて陰性）

(2) 食鳥検査

ア 食鳥検査の状況

年間処理羽数が 30 万羽を超える大規模食鳥処理場における令和 5 年度の食鳥検査羽数は 17,997,025 羽であった。

＜令和 5 年度実績＞食鳥検査羽数等

食鳥処理場（食鳥検査対象）			認定小規模食鳥処理場（2月末）		
施設数	管理者数	検査羽数	施設数	管理者数	処理羽数
6	87	17,997,025	107 (68)	151 (95)	1,009,885 (566,488)

注：（ ）内は政令（中核）市分で内数

イ 食鳥処理衛生管理者等に対する指導

食鳥検査員を補助する食鳥処理衛生管理者に対し、食鳥の疾病や異常の見分け方などの指導を行い、資質の向上を図る。

ウ 高病原性鳥インフルエンザ対策の推進

食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルを作成するとともに、平成 16 年 2 月の京都府内の養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ集団感染事例を教訓として、次の措置を講じている。

(ア) 食鳥検査申請書に出荷農場からの「搬入食鳥確認書」を添付させる。

(イ) 食鳥検査で高病原性鳥インフルエンザの疾病が疑われる場合には、簡易キットを用いたスクリーニング検査を実施し感染の有無を確認する。

令和 5 年度は県内の養鶏場での発生はなかったが、関係者等との情報共有と検査体制の整備により、食鳥処理場での発生防止を図っている。

3 HACCPに基づく衛生管理の推進

(860 千円)

県内事業者に対して、高度な食品衛生管理システムである HACCP の導入により信頼できる食品産業の育成を図るため、食品の製造等の工程を知事が認定する「兵庫県食品衛生管理プログラム(県版 HACCP)」認定制度を推進する。(P.20 5 参照)

＜令和 5 年度末現在＞ 県版 HACCP 認定施設：41 件



4 食の安全安心施策の充実・強化

(1,865 千円)

(1) 「食の安全安心と食育審議会」の開催

食の安全安心推進計画の見直しや食品等の安全基準の設定など、食の安全安心及び食育の推進に関する重要事項の調査審議を行うため、知事の附属機関として、学識経験者、消費者及び事業者並びに関係団体を代表する委員で構成する「食の安全安心と食育審議会」を開催する。

(2) 関係者相互の情報共有等

ア 情報の一元的な発信等

県ホームページや出前講座等により、食品の安全性に関する正確な情報や県が実施する食の安全・安心施策などの情報の一元的・効果的な発信・開示に努める。

＜令和5年度実績＞

出前講座 163回、参加者 7,878人



出前講座風景

イ 意見交換会の開催

県民の食の安全安心の推進について、正しい知識の普及と情報交換を行う場として、県下地域の特色を生かした食の安全安心フェア等による意見交換会を開催し、県民、事業者、行政が相互に意見交換できる機会を設け、リスクコミュニケーション(※11)を推進する。

また、カンピロバクターによる食中毒が20才台の若い世代に患者が多いことから、今後親元を離れて自活していく高校生を含んだ青年層を中心に、安全安心に食品を摂取するための講座を実施し、食のリスクへの理解を深める。



高校での啓発活動

II 水道の整備と衛生対策

水道未普及地域の解消、地震などの災害や渇水に強い水道づくりをめざした施設整備の指導と水道施設に対する維持管理指導を通じて、安全で安心して飲める水を安定的に供給できる水道システムの構築を図る。

1 水道の現況

(1) 水道の普及状況

兵庫県の水道普及率は、令和4年度末で99.9%に達しており、面的整備はほぼ完了している。

＜直近年度までの実績＞水道の普及率の推移

(単位：%)

年度	昭40	昭45	昭50	昭55	昭60	平2	平7	平12	平17	平22	平30	令4
普及率	82.1	91.4	96.2	98.2	98.8	99.2	99.4	99.6	99.7	99.8	99.8	99.9

(2) 水道施設の状況

令和4年度末における水道施設数は、上水道が41、簡易水道が14、専用水道が169、水道用水供給事業が4、県条例に基づく特設水道が67、総数で295施設である。普及率の高い都道府県の中では小規模水道が多いことが本県の特徴である。

2 水道事業広域連携等の推進

(654 千円)

「兵庫県水道広域化推進プラン」に基づき、水道事業の課題解決に向けた取組について、市町振興課及び令和3年度から広域連携を主管する企業庁水道課と連携を図りながら、各市町等と一体となって推進する。

3 強靱な水道施設の整備

(2,940,370 千円)

高度経済成長期に整備された水道施設は老朽化が進行し、また耐震性も低いため、水道事業者等により、順次、更新・耐震化等対策が続けられているが、国庫補助金の活用及び交付金を各市町に配分することにより、県内水道施設の耐震性向上や事業の効率化を進める。(P.21 6 参照)

<令和4年度末> 県内水道施設耐震化率 (単位：%)

基幹管路	主要浄水施設	配水池
48.7 (42.3)	62.1 (56.9)	68.7 (63.4)

注：() 内は全国平均

<令和6年度> 生活基盤施設耐震化等交付金、水道施設整備費国庫補助事業の概要

種別	補助事業 2件		交付金事業 29件				
	上水道 2		耐震化 22		基盤強化 7		
区分 件数	施設機能維持	2	非常用自家 発電整備……2	生活基盤近代化	1	水道広域化	1
				高度浄水	1	運営基盤強化	5
				水道管路耐震化	18	効果促進	1
				緊急時給水拠点確保	2		

<令和6年度>

社会資本整備費総合交付金、上下水道一体効率化・基盤強化推進事業の概要

種別	防災・安全交付金事業 7件		上下水道一体化効率化・基盤強化推進事業 2件	
	水道管路耐震化等推進事業……3		官民連携等基盤強化推進事業……1	
	緊急時給水拠点確保等事業……4		上下水道 DX 推進事業……1	

4 水道施設等の衛生管理指導

(803 千円)

安全で良質な水の供給を図るため、健康福祉事務所職員による水道施設への立入検査を行い、消毒の徹底等の維持管理指導や施設の改善指導を行う。

令和5年度の供給水の水質検査結果によると、全事業体で7,987件の検査が実施され、うち5件が水質検査基準不適合であったが、原因究明を行うとともに、浄水処理及び薬品の適正管理等の改善措置が講じられた。

(1) クリプトスポリジウム等対策

塩素消毒では不活性化しない原虫クリプトスポリジウム(※12)等の感染防止を図るため、水道事業者等に対し、浄水処理における濁度管理の徹底や原水の糞便汚染指標菌検査の実施を指導し、汚染の恐れが判明した場合は浄水処理方法を改善するよう指導する。

(2) 水道の危機管理対策の強化

河川への油流出による給水停止事案等の緊急事態に対処するため、水道事業者等に対し、県が策定している「飲料水健康危機管理実施要領」及び「対策マニュアル」を参考として、自らの危機管理マニュアル等の整備と、それに基づく迅速・適切な対応を行うよう指導する。

Ⅲ 生活衛生営業指導対策

住民の日常生活に密着した生活衛生関係営業施設(旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所)に対して監視指導を行うとともに、経営の近代化を促進することにより、衛生水準の向上を図る。

1 生活衛生関係営業施設の監視指導 (4,293千円)

生活衛生関係営業施設に対する監視指導は、特に衛生対策の強化が求められる旅館業と公衆浴場に重点を置いて実施する。令和5年度は、旅館、公衆浴場、興行場の許可を要する施設3,509施設に対し、延べ2,604回、理容所、美容所、クリーニング所の届出を要する施設17,280施設に対し、延べ3,468回の監視指導を行った。

なお、海水浴場、スキー場の宿泊施設に対しては、利用者の多い季節に集中監視指導を行い、衛生確保に努める。(P.22 7参照)

<令和5年度実績>生活衛生関係営業施設の監視状況

区分	業種	所管	年度末施設数	監視実施回数
許可を要する施設	旅館・ホテル、公衆浴場、興行場	県	2,296	1,603
		政令(中核)市	1,213	1,001
		計	3,509	2,604
届出を要する施設	理容所、美容所、クリーニング所	県	6,536	2,050
		政令(中核)市	10,744	1,418
		計	17,280	3,468

2 生活衛生関係営業の指導・助成事業 (22,527千円)

(1) 経営の健全化指導事業

営業の近代化・健全化促進のため、(公財)兵庫県生活衛生営業指導センターに運営費補助を行い、①経営指導員による融資相談・指導、②弁護士・税理士等による法律・税務相談事業、③経営講習会の開催、④経営特別相談員養成事業等を支援する。

(2) 生活衛生関係営業への振興助成事業

業界の衛生水準向上と振興のため、(公財)兵庫県生活衛生営業指導センターを通じて、①消費者サービスの向上・需要拡大事業、②雇用管理改善事業等を実施する。

3 公衆浴場等の衛生対策 (1,568千円)

公衆浴場や旅館の入浴施設におけるレジオネラ属菌(※13)による感染症の発生を防止するため、適宜検査を実施し適切な衛生管理を指導するとともに、リーフレット等により営業者に対する啓発を実施する。

また、一般公衆浴場の衛生水準の確保と経営安定化のため、日本政策金融公庫から施設整備資金を借り入れた場合の利子補給事業を市町と協調して実施する。

<令和5年度実績> 利子補給0件

4 住宅宿泊事業(いわゆる「民泊事業」)の適正な運営の確保に向けた取組

住宅宿泊事業を制限する区域・期間の設定に加え、周辺住民への事前周知や善良の風俗保持などを義務付ける独自措置を盛り込んだ条例に基づき、生活環境の悪化やトラブルを防止し、事業の適正な運営を図る。

また、住宅宿泊事業の届出の受理や監督業務を円滑に行うとともに、苦情や通報に対して適切に対応する。

<全国及び県内の届出状況(令和6年3月15日現在)>

	県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	県合計	全国
届出件数	64	79	11	8	0	1	163	23,142

IV 生活環境の衛生確保対策

快適な生活環境を確保するため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、建築物における衛生的な環境の確保を図るとともに、住宅の衛生管理等についての普及啓発を行う。

1 建築物の衛生的環境の確保に関する事業 (984千円)

一定規模以上の店舗、旅館、興行場、百貨店、学校等特定用途の建築物に対して、衛生上必要な維持管理を指導するとともに、建築物清掃業等の事業者登録・指導を行う。

2 快適で健康的な住居環境づくりの推進

ホルムアルデヒド等の揮発性化学物質によるシックハウス症候群(※14)や、カビ・ダニによるアレルギーなど住居環境に起因する健康被害を防止するため、有効な換気や清掃方法等快適な住居環境づくりを普及・啓発するとともに、県民からの相談への適切な対応に努める。

3 生活環境安全対策

遊泳用プールについて、「遊泳用プール指導要綱」に基づき、施設の維持・水質管理・消毒を指導するとともに、「プールの安全標準指針」により安全対策の徹底を図る。

V 動物愛護管理対策

心の癒しや教育の観点から、ペット動物が人の生活に及ぼす役割が注目されている。しかし一方で、飼養の途中放棄や、後先を考えない無責任な餌やりに起因する迷惑などの問題も発生している。動物は「命あるもの」として愛護され、飼養者責任の下で適切に飼養管理される必要があることから、令和3年3月に改定した「動物愛護管理推進計画」に基づく各種施策を積極的に推進し、人と動物が調和し、共生する社会づくりを進める。

1 動物愛護対策の推進

(115,360千円)

動物愛護センター及び支所（三木、龍野、但馬、淡路）を拠点として、地域に根ざした動物愛護対策を推進する。

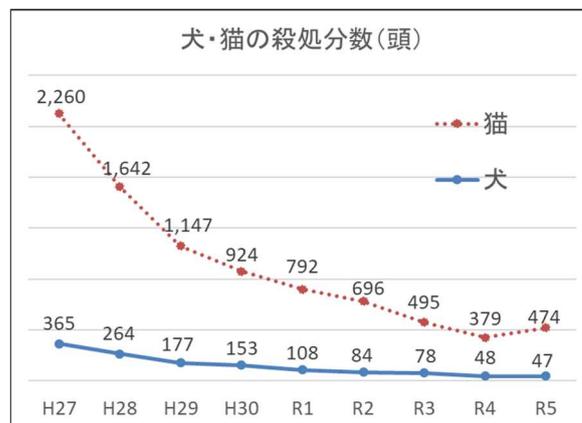
(1) 動物の適正飼養の普及啓発

動物の不適切な飼養による迷惑や虐待を防止するため、リーフレットの配布、市町広報誌への掲載等により、動物の適正飼養の普及啓発に努めるとともに、犬のしつけ方教室や動物の適正飼養講習会等を開催する。(令和5年度 1,366回、6,811名) (P.22 8参照)



犬のしつけ方教室

特に猫については、処分される動物の多くを占めていることから、県内5カ所の動物愛護センターに順次整備した猫の完全屋内飼養モデルルームを活用するとともに、平成29年3月に策定した「猫の適正管理普及推進のためのガイドライン」に基づき、完全屋内飼養や不妊措置の実施をはじめとした適正飼養の普及を推進する。



(2) 動物愛護思想の高揚

各種啓発講習会及び小動物とのふれあい事業等を積極的に展開することにより、動物愛護思想の高揚を図る。(P.22 9参照)



学校への出張啓発事業

<令和5年度実績>

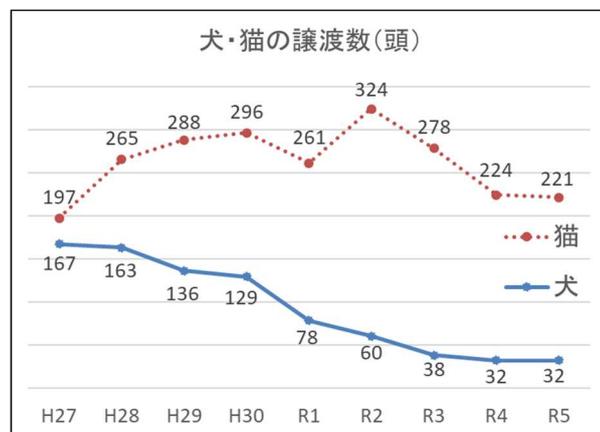
- ・動物愛護センター愛護館入館者 5,974人
- ・講習会・ふれあい事業等の実施状況

	対象者	実施回数	受講者人数
センター	児童	2	107
	一般	1,013	12,830
三木支所	児童	0	—
	一般	349	1,162
龍野支所	児童	18	537
	一般	458	4,230
但馬支所	児童	10	374
	一般	311	3,677
淡路支所	児童	4	140
	一般	285	1,414
計	児童	34	1,158
	一般	2,416	23,313
合 計		2,450回	24,471人

(3) 犬及び猫の譲渡

動物愛護センターが引き取り等した犬猫に生存の機会を与えるとともに、地域における模範的な飼い主に譲渡することにより、動物の適正飼養の普及啓発を図る。また、団体等と連携しながら譲渡事業を推進するとともに、平成28年度からは、ふるさとひょうご寄附金を活用し、ボランティアの協力を得て、離乳前の子犬や子猫を育て譲渡に繋げている。

(令和5年度保育数 子犬：7頭、子猫：118頭)



(4) 負傷動物の収容等

(一社)兵庫県獣医師会とも連携し、公共の場所において負傷動物が発見された際の応急処置等を実施する。(令和5年度 89頭)

2 動物管理対策の強化

(9,308千円)

(1) 動物に関する相談対応

鳴き声や放し飼い等、県民から寄せられる動物に関する様々な相談に適切に対応する。動物虐待が疑われる事例等については、必要に応じ警察と連携し対応する。

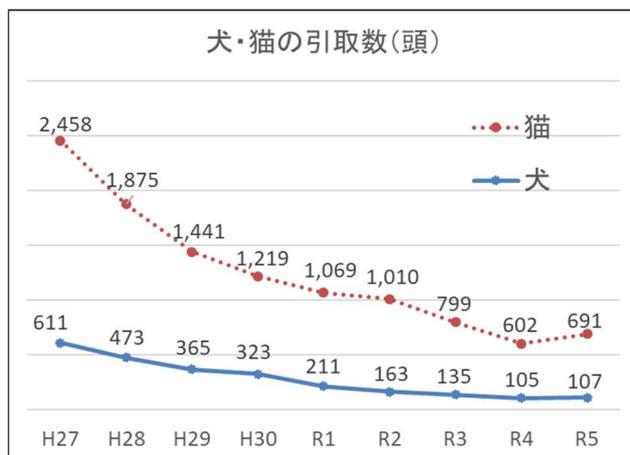
<令和5年度末実績>相談受付状況

(単位：件)

所管	犬			猫			その他		
	保護収容	飼い方	その他	保護収容	飼い方	その他	保護収容	飼い方	その他
県	225	389	1,138	507	502	1,556	24	40	444
政令(中核)市	111	1,041	4,966	474	609	1,903	14	66	344
計	336	1,430	6,104	981	1,111	3,459	38	106	788

(2) 犬及び猫の引取り

所有者不明の犬・猫の引取りは、周辺環境が損なわれるおそれがある場合等に実施する。また、所有者からの犬・猫の引取りに関する相談については、状況を聞き取り、終生飼養等を指導した後、攻撃性等やむを得ない場合のみ引取りを実施する。



(3) 動物取扱業の登録指導

「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下「動愛法」という。)に基づき動物取扱業(※15)の監視指導を実施するとともに、動物取扱責任者を対象とした研修会を実施し、適正管理の徹底を図る。

<第一種動物取扱業登録状況(令和5年度末時点)>

(単位：件)

所管	販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養	競り	計
県	418	541	9	106	73	6	0	1,153
政令(中核)市	502	829	30	156	112	7	0	1,636
計	920	1,370	39	262	185	13	0	2,789

<第二種動物取扱業届出状況(令和5年度末時点)> (単位：件)

所管	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	計
県	34	3	3	0	11	51
政令(中核)市	45	2	2	0	7	56
計	79	5	5	0	18	107

(4) 特定動物からの侵害防止

ライオンやワニ等の特定動物(※16)の飼養者に対し、動愛法に基づく適正管理指導を行い、人の生命、身体、財産に対する侵害の防止に努める。

<特定動物飼養許可状況(令和5年度時点)>

所 管	施設数	種 数	頭 数
県	13	5	23
政令(中核)市	23	46	226
計	36	47	249

3 危機管理対策の強化

(1) 動物由来感染症対策

動物の飼養者や動物取扱業者等に対し、動物由来感染症に関する知識を普及・啓発し、感染防止に努める。

(2) 狂犬病予防対策

市町及び(一社)兵庫県獣医師会と連携し、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の着実な実施を図る。

(3) 災害対策

災害時には、令和6年4月に県内の政令(中核)市及び動物関係団体と再締結した「災害時における動物救護活動に関する協定書」に基づき対応する。また、災害発生時の同行避難(飼い主が動物と共に避難すること)及び平常時における準備の必要性等について啓発を行う。

4 動愛法の改正施行への対応

改正された動愛法を適切に運用するため、パンフレット等の啓発資材を活用した県民への周知を行う。特に、動物取扱業施設については、監視指導及び動物取扱責任者研修等により、販売される犬猫へのマイクロチップ(※17)の装着や飼養管理基準等の遵守について周知徹底を図る。

5 動物愛護センター各支所の機能強化

県内5カ所の動物愛護センターに順次整備した、猫の完全屋内飼養モデルルームを活用し、猫の適正飼養の普及啓発を図るとともに、譲渡事業をさらに推進する。

【整備状況】

令和元年7月完成	動物愛護センター
令和4年2月完成	龍野支所
令和4年3月完成	但馬支所、淡路支所
令和4年4月完成	三木支所

資 料 編

1 食品衛生監視状況（令和5年度県健康福祉事務所実施分）

県目標監視回数 (ランク)	目 標 監視数	監 視 実施数	県平均 監視率 (%)
1回／1年 (A)	2,739	2,559	93.4
1回／2年 (B)	967	1,175	121.5
1回／3年 (C)	7,102	7,150	100.7
1回／6年 (D)	1,380	1,511	109.5
適 宜 (E)	/	1,298	/
合 計 (Eランクを除く。)	12,188	12,395	101.7

<内訳>

(1) 営業許可業種

県目標監視回数 (ランク)	業 種	目 標 監視数	監 視 実施数	県平均 監視率 (%)
1回／1年 (A)	飲食店営業 (大量調理)	1,729	1,751	101.3
1回／2年 (B)	そうざい製造業 他	944	1,154	122.2
1回／3年 (C)	菓子製造業 他	6,992	7,046	100.8
1回／6年 (D)	麺類製造業 他	1,380	1,511	109.5
適 宜 (E)	乳類販売業 (食品衛生法改正前) 他	/	11	/
合 計 (Eランクを除く。)		11,045	11,462	103.8

(2) 営業届出業種

県目標監視回数 (ランク)	業 種	目 標 監視数	監 視 実施数	県平均 監視率 (%)
1回／1年 (A)	集団給食施設 (大量調理)	1,010	808	80.0
1回／2年 (B)	集団給食施設 (Aランク・簡易調理施設以外)	23	21	91.3
1回／3年 (C)	集団給食施設 (簡易調理施設)	110	104	94.5
適 宜 (E)	要届出業種 (A・B・Cランク以外)	/	1,287	/
合 計 (Eランクを除く。)		1,143	933	81.6

2 食品関係業種別施設数

(1) 営業許可施設数（令和5年度末現在）

ア 改正前の食品衛生法に基づく34業種

項 目 業 種		施 設 数							合 計
		兵 庫 県	神 戸 市	姫 路 市	尼 崎 市	明 石 市	西 宮 市	政 令 市 合 計	
飲 食 店 営 業	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	3,862	3,219	1,605	802	501	652	6,779	10,641
	仕 出 し 屋 ・ 弁 当 屋	491	632	98	101	45	60	936	1,427
	旅 館	524	127	47	15	13	10	212	736
	そ の 他	6,034	6,420	1,185	1,686	824	1,594	11,709	17,743
	小 計	10,911	10,398	2,935	2,604	1,383	2,316	19,636	30,547
菓 子 製 造 業		1,989	1,225	405	251	156	396	2,433	4,422
乳 処 理 業		5	1					1	6
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業									
乳 製 品 製 造 業		37	16	5			4	25	62
集 乳 業		1							1
魚 介 類 販 売 業		608	294	199	71	86	56	706	1,314
魚 介 類 せ り 売 営 業		12	2		1	2		5	17
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業		13	16	5	2	1	2	26	39
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業		284	103	34	38	31	32	238	522
か ん 詰 又 は び ん 詰 食 品 製 造 業		31	30	8	3	1	1	43	74
喫 茶 店 営 業		453	317	168	54	141	75	755	1,208
あ ん 類 製 造 業		14		3	2		4	9	23
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		208	157	39	30	20	40	286	494
乳 類 販 売 業			1,810					1,810	1,810
食 肉 処 理 業		105	58	9	7	2	8	84	189
食 肉 販 売 業		501	392	91	95	67	82	727	1,228
食 肉 製 品 製 造 業		30	15	3	2	1	5	26	56
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		5							5
食 用 油 脂 製 造 業		8	4	1	2		1	8	16
マ ー ガ リ ン 又 は シ ョ ー ト ニ ン グ 製 造 業		1	4					4	5
み そ 製 造 業		86	12	3	1	1	1	18	104
醤 油 製 造 業		17	2	1	4	1		8	25
ソ ー ス 類 製 造 業		19	24	1	6	2	3	36	55
酒 類 製 造 業		35	15	8		5	7	35	70
豆 腐 製 造 業		30	17	11	11	2	3	44	74
納 豆 製 造 業		9		1				1	10
め ん 類 製 造 業		248	42	33	6	2	12	95	343
そ う ざ い 製 造 業		453	255	73	30	42	49	449	902
添 加 物 製 造 業		31	17	10	4	4	2	37	68
食 品 の 放 射 線 照 射 業									
清 涼 飲 料 水 製 造 業		41	18	7	2		2	29	70
氷 雪 製 造 業		12	3			1		4	16
氷 雪 販 売 業									
合 計		16,197	15,247	4,053	3,226	1,951	3,101	27,578	43,775

監視数	8,320	1,717	282	2,249	854	1,424	6,526	14,846
-----	-------	-------	-----	-------	-----	-------	-------	--------

イ 改正後の食品衛生法に基づく 32 業種

項 目 業 種		施 設 数							合 計
		兵 庫 県	神 戸 市	姫 路 市	尼 崎 市	明 石 市	西 宮 市	政 令 市 合 計	
飲 食 店 営 業	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	5,371							
	仕 出 し 屋 ・ 弁 当 屋	380							
	旅 館	446							
	そ の 他	5,903							
	簡 易 な 営 業	119							
	小 計	12,219	10,816	3,557	2,761	1,542	2,233	20,909	33,128
調理の機能を有する自動販売機による営業		171	77	38	35	18	18	186	357
食肉販売業		451	292	118	79	52	61	602	1,053
魚介類販売業		481	259	123	59	46	38	525	1,006
魚介類競り売り営業		16	4	7		2		13	29
集乳業		1							1
乳処理業		1	3					3	4
特別牛乳搾取処理業									
食肉処理業		89	32	4	1	4	3	44	133
食品の放射線照射業									
菓子製造業		1,594	948	313	163	114	209	1,747	3,341
アイスクリーム類製造業		40	28	11	6	2	4	51	91
乳製品製造業		11	20	4	3	1	2	30	41
清涼飲料水製造業		22	11	6	4	3	3	27	49
食肉製品製造業		35	27	6	3	2	3	41	76
水産製品製造業		165	51	22	6	21	2	102	267
氷雪製造業		3	3	3				6	9
液卵製造業		4					1	1	5
食用油脂製造業		10	7	1	2			10	20
みそ又はしょうゆ製造業		75	4	8	3	1		16	91
酒類製造業		37	20	6		5	5	36	73
豆腐製造業		32	15	5	4	4	3	31	63
納豆製造業		1							1
麺類製造業		261	37	35	9	2	4	87	348
そうざい製造業		526	314	73	54	56	45	542	1,068
複合型そうざい製造業		7	8	2			3	13	20
冷凍食品製造業		20	14	2	24	1	14	55	75
複合型冷凍食品製造業		1	2	1				3	4
漬物製造業		140	41	11	9	6	1	68	208
密封包装食品製造業		119	31	8	8	4	7	58	177
食品の小分け業		59	28	6	9	2	7	52	111
添加物製造業		16	16	5	7		2	30	46
合 計		16,607	13,108	4,375	3,249	1,888	2,668	25,288	41,895

監視数	3,153	6,432	1,919	518	239	1,629	10,737	13,890
-----	-------	-------	-------	-----	-----	-------	--------	--------

(2) 営業届出施設数（令和5年度末現在）

業 種	項 目	施 設 数							合 計
		兵 庫 県	神 戸 市	姫 路 市	尼 崎 市	明 石 市	西 宮 市	政 令 市 合 計	
給食施設	学校	129							
	病院・診療所	60							
	事業所	43							
	その他	869							
	小計	1,101	589	267	244	112	196	1,408	2,509
旧許可業種	魚介類販売業(包装魚介類)	151	645	137	19	120	175	1,096	1,247
	食肉販売業(包装食肉)	323	730	284	22	128	196	1,360	1,683
	乳類販売業	1,555	1810	680	213	351	435		
	氷雪販売業	40	19	11	11	3	5	49	89
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	1,715	1283	427	331	169	267	2,477	4,192
販売業	弁当販売業	121	70	8	6	9	20	113	234
	野菜果物販売業	258	234	50	64	44	54	446	704
	米穀類販売業	84	70	19	16	7	10	122	206
	通信販売・訪問販売による販売業	48	44	3	5	1	6	59	107
	コンビニエンスストア	761	294	60	202	21	37	614	1,375
	百貨店、総合スーパー	686	297	113	121	37	61	629	1,315
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	665	470	204	142	75	140	1,031	1,696
	その他の食料・飲料販売業	2,317	1989	742	516	336	499	4,082	6,399
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	6	6	5	7		1	19	25
	いわゆる健康食品の製造・加工業	18	15		2	1	3	21	39
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	213	123	34	28	13	47	245	458
	農産保存食料品製造・加工業	430	57	12		21	6	96	526
	調味料製造・加工業	106	52	7	12	4	16	91	197
	糖類製造・加工業	2	4	1				5	7
	精穀・製粉業	54	14	7	2	1	7	31	85
	製茶業	78	27	13	3		1	44	122
	海藻製造・加工業	35	5	3	1	1	3	13	48
	卵選別包装業	26	2	6				8	34
	その他の食料品製造・加工業	748	166	83	30	19	60	358	1,106
上記以外のもの	行商	61	55	18	13	9	16	111	172
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	109	17	8	14	3	2	44	153
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	21	8			3		11	32
	その他	63	149	8	16	3	22	198	261
合 計	11,795	9,244	3,210	2,040	1,491	2,285	18,270	30,065	

監視数	2,130	2,610	440	178	183	290	3,701	5,831
-----	-------	-------	-----	-----	-----	-----	-------	-------

3 食品、添加物、器具容器等の試験検査実施状況（令和5年度）

区分	検査件数		検査項目数		不適 件数 不良	不適 % 不良
穀類、野菜、果実等の残留農薬試験	84	(17)	25,200	(5,100)	1	1.2
器具及び容器包装の規格試験	20	(11)	40	(22)		
米のカドミウム試験	14		14			
輸入食品の指定外添加物等試験	40	(40)	440	(440)		
輸入柑橘類等の防カビ剤試験	10	(10)	40	(40)		
遺伝子組換え食品試験	10	(6)	30	(18)		
アレルギー食品試験	5		5			
◎国産食肉の残留農薬試験	12		2,400			
◎国産食肉の残留医薬品試験	30		441			
輸入食肉の残留医薬品試験	15	(15)	370	(370)		
輸入魚介類の残留医薬品試験	15	(15)	360	(360)		
輸入チーズのリステリア試験	16	(16)	16	(16)		
家庭用品の試買試験	10		10			
☆生食用かきのノロウイルス試験	15		15			
(健康科学研究所実施分)計	296	(130)	29,381	(6,366)	1	0.3
その他収去等試験:健康福祉事務所検査室実施分(収去)	423	0	2,585	(12)	11	2.6
その他収去等試験:健康福祉事務所検査室実施分(試買)	19		16		0	0.0
(その他収去等試験分)計	442	0	2,601	(12)	11	2.5
計	738	(130)	31,982	(6,378)	12	1.6

☆は、試買試験。()内は輸入食品の内数。
◎は、食肉衛生検査センター搬入。

4 と畜検査精密検査実施状況（令和5年度）

内 訳	項目	精密検査 実施頭数	精密検査に基づく措置実施頭数															
			禁止			全部廃棄			一部廃棄			合格			合計			
			牛	豚	他	牛	豚	他	牛	豚	他	牛	豚	他	禁止	全廃	一廃	合格
	一般畜	252	0	0	0	97	19	0	104	1	0	20	11	0	0	116	105	31
	病畜	169	0	0	0	114	1	0	27	0	0	27	0	0	0	115	27	27
	切迫畜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	421	0	0	0	211	20	0	131	1	0	47	11	0	0	231	132	58

5 兵庫県食品衛生管理プログラム(県版 HACCP) 認定制度の認定状況(令和5年度末現在)

認定年月日 (初回認定日)	認定対象工程	認定施設名	住所	該当食品
1	H17.9.26	水産食品加工工程	沖物産株式会社 第2食品加工場	淡路市 わかめ煮(そうざい)
2	H18.9.29	鶏卵選別包装工程	株式会社デイリーエッグ	赤穂市 生食用鶏卵
3	R4.10.13	水産食品加工工程	ヤマサ蒲鉾株式会社	姫路市 魚肉練り製品
4	H20.4.2	大量調理工程	加東市学校給食センター	加東市 集団給食
5	H21.7.30	菓子・パン製造工程	株式会社あみだ池大黒	西宮市 和・洋菓子
6	R4.9.27	食肉処理工程	エスフーズ株式会社 姫路ミートセンター	姫路市 牛肉
7	H22.8.17	菓子・パン製造工程	株式会社多幸 たこせんべいの里	淡路市 和菓子
8	H23.2.9	めん類製造工程	株式会社田中屋食品	豊岡市 生めん(和そば)
9	H24.10.9	豆腐類製造工程	ふるさととうふ株式会社	豊岡市 絹ごし豆腐、木綿豆腐
10	H25.9.20	食鳥処理工程	印南養鶏農業協同組合 食鳥センター	加古川市 食鳥肉【商品名:親鳥もも肉、親鳥むね肉、親鳥ももむね混合肉】
11	H25.9.20	食肉処理工程	印南養鶏農業協同組合 食鳥センター	加古川市 食鳥肉【商品名:親鳥もも肉、親鳥むね肉、親鳥ももむね混合肉】
12	H25.11.25	鶏卵選別包装工程	ゴールドエッグ株式会社 関西事業部 小野GPセンター	小野市 生食用鶏卵【商品名:兵庫のたまご】
13	H27.4.1	食鳥処理工程	株式会社但馬どり	豊岡市 食鳥肉【商品名:すこやかどり】
14	H27.4.1	食肉処理工程	株式会社但馬どり	豊岡市 食鳥肉【商品名:すこやかどり】
15	H27.4.21	大量調理工程	上郡町学校給食センター	上郡町 集団給食
16	H27.5.8	菓子・パン製造工程	エーデルワイス ギフト工場	尼崎市 焼き菓子
17	H27.5.25	食肉処理工程	神戸武蔵フーズ株式会社	神戸市 豚肉【国産ひょうご雷姫ポーク】
18	H27.6.16	食肉処理工程	有限会社三協食鳥 姫路支店	姫路市 食鳥肉
19	H27.7.1	菓子・パン製造工程	アサヒフーズ株式会社 神戸三田工場	三田市 洋生菓子(容器包装で密封し、最終工程に加熱殺菌工程を有するもの)
20	H28.4.22	水産食品加工工程	旭陽化学工業株式会社 本社工場	姫路市 セラチン(魚鱗、魚皮) コラーゲンペプチド(魚鱗、魚皮)
21	H30.11.21	菓子・パン製造工程	カタシマ株式会社 本社菓子工房	養父市 洋菓子(カステラ)
22	H30.11.21	液卵製造工程	JA全農たまご株式会社 鳴尾浜液卵工場	西宮市 殺菌液卵(全卵)
23	H31.4.18	大量調理工程	養父市学校給食センター	養父市 集団給食
24	H31.4.19	食肉処理工程	有限会社神明精肉店	明石市 牛肉
25	R1.6.11	食肉処理工程	株式会社エムアンドエム食品 神戸工場	神戸市 牛肉
26	R1.8.9	菓子・パン製造工程	エーデルワイス本社工場	尼崎市 焼き菓子、洋生菓子
27	R1.11.29	食肉処理工程	株式会社エムアンドエム食品	姫路市 生食用国産牛肉加工品
28	R2.1.10	食肉処理工程	協業組合阪神ミートプロセスセンター	西宮市 牛肉
29	R2.7.15	食肉処理工程	株式会社ワールドフーズ	たつの市 食肉(国産牛肉)
30	R2.9.23	菓子・パン製造工程	オガワ食品協業組合	姫路市 焼き菓子(モナカ)
31	R2.12.18	食肉処理工程	株式会社エムフード・ジャパン	明石市 食鳥肉
32	R3.1.18	食肉処理工程	株式会社エムアンドエム食品 姫路工場	姫路市 冷凍生食用食肉
33	R3.11.29	と畜処理工程	西宮市食肉センター	西宮市 牛枝肉
34	R3.12.22	鶏卵選別包装工程	有限会社村上ポトリ	姫路市 生食用鶏卵
35	R4.2.28	と畜処理工程	和牛マスター食肉センター	姫路市 牛枝肉
36	R4.6.13	菓子・パン製造工程	株式会社神戸スイーツポート	神戸市 生菓子
37	R4.7.12	食肉処理工程	株式会社玉商 本社工場	神戸市 国産牛部分肉
38	R5.3.29	大量調理工程	朝来市学校給食センター	朝来市 学校給食
39	R5.5.10	食肉処理工程	株式会社おかだグループ サンフーズ	たつの市 国産牛部分肉
40	R5.11.27	菓子・パン製造工程	常盤堂製菓株式会社	姫路市 油菓子
41	R6.2.28	水産食品加工工程	兵庫県漁連のり加工センター	姫路市 焼き海苔製品、もずく製品

認定工程	件数	認定工程	件数
と畜処理工程	2	食鳥処理工程	2
食肉処理工程	14	液卵製造工程	1
水産食品加工工程	4	菓子・パン製造工程	9
大量調理工程	4	豆腐類製造工程	1
鶏卵選別包装工程	3	めん類製造工程	1
		計	41



6 県内水道事業者別耐震化状況（令和4年度末）

区分	事業者	基幹管路（％）	主要浄水施設（％）	配水池（％）
水道事業	神戸市	75.4	23.3	83.9
	尼崎市	51.8	0.0	74.0
	高砂市	2.5	0.0	100.0
	豊岡市	17.7	80.2	59.0
	西宮市	59.6	0.0	71.2
	丹波篠山市	45.2	45.2	87.6
	姫路市	33.2	36.6	53.4
	明石市	70.4	33.7	88.5
	宍粟市	28.6	10.1	31.2
	伊丹市	74.6	100.0	100.0
	芦屋市	64.9	17.6	81.2
	三田市	69.7	45.0	59.0
	西播磨水道企業団	37.7	87.3	64.4
	赤穂市	13.8	75.0	78.8
	宝塚市	26.9	100.0	49.2
	加古川市	43.0	100.0	21.5
	たつの市	11.7	100.0	18.2
	香美町	6.3	0.0	15.9
	養父市	28.5	65.7	48.2
	川西市	15.3	100.0	60.7
	西脇市	59.8	0.0	96.3
	加東市	39.8	52.2	17.2
	加西市	35.3	-	10.9
	三木市	32.0	-	94.9
	小野市	78.8	100.0	75.8
	太子町	40.0	59.7	100.0
	丹波市（中央）	51.8	33.5	38.6
	上郡町	81.5	100.0	56.1
	福崎町	21.3	94.4	26.2
	市川町	13.3	100.0	45.2
	朝来市	36.7	43.6	32.6
	稲美町	98.6	-	67.3
	猪名川町	29.9	18.2	75.4
	多可町	2.6	64.4	31.4
新温泉町	13.0	24.0	47.1	
播磨町	50.3	100.0	14.8	
丹波市（山南）	48.1	100.0	30.5	
播磨高原広域事務組合	89.0	100.0	31.7	
神河町	0.3	13.1	62.1	
淡路広域水道企業団	39.9	29.9	58.5	
丹波市（市島）	34.9	53.0	29.7	
用水供給	阪神水道企業団	70.6	67.6	80.8
	市川町	77.0	0.0	-
	兵庫県	72.3	100.0	100.0
	安室ダム	-	-	-
兵庫県全体		48.7	62.1	68.7

※ 基幹管路：導水管、送水管及び配水本管の総称。

※ 基幹管路については耐震適合率。

7 生活衛生関係営業施設の監視状況（令和5年度県健康福祉事務所実施分）

区分	業種	1年当たりの必要監視回数	年度末施設数	要監視回数	監視実施回数	県平均監視率(%)
許可を要する業種	旅館・ホテル	1回/年	1,774	1,519	1,190	78.3%
	公衆浴場		470	434	366	84.3%
	興行場		52	51	47	92.2%
	計		2,296	2,004	1,603	80.0%
届出を要する業種	理容所	1回/3年	1,605	521	529	101.5%
	美容所		4,061	1,267	1,278	100.9%
	クリーニング所(一般)		329	108	110	101.9%
	クリーニング所(取次)	1回/5年	541	105	133	126.7%
	計	6,536	2,001	2,050	102.4%	

※ 休業中の施設は監視対象としていないため、施設数(届出を要する業種は施設数×1/3、又は1/5)と要監視回数は一致しない。

8 適正飼養指導事業（令和5年度県動物愛護センター実施分）

講習会等名	実施回数	受講人数
動物の譲渡会（県事業）	157	294
譲渡動物訪問指導（県事業）	271	359
犬のしつけ方教室（県事業）	16	68
民間団体による犬のしつけ方教室	877	4,366
適正飼養講習会（県事業）	45	1,724
民間団体による適正飼養啓発講習会	0	—
合計	1,366	6,811

9 動物愛護思想の啓発事業（令和5年度県動物愛護センター実施分）

実施事業	実施回数	受講人数
動物とのふれあい事業	1,936	10,101
園児対象啓発事業	5	155
小学生対象啓発事業	29	1,003
動物愛護啓発セミナー	4	122
譲渡犬対象事業	32	528
その他（動物愛護フェア含む）	444	12,562
合計	2,450	24,471

用 語 編

【生活衛生の確保対策の推進について】

区分	頁	用 語	解 説 内 容
※1	3	HACCP (ハサップ)	食品の衛生管理手法の一つ。食品の製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする衛生管理手法である。危害分析重要管理点方式ともいう。
※2	3 5	営業許可施設／ 許可を要する営業	食品衛生法第55条に基づき、人の健康に与える影響が著しく、公衆衛生に及ぼす影響が大きい営業として、政令で定められた業種（飲食店営業、菓子製造業、食肉販売業等）に該当する営業を行おうとする場合に、当該施設ごとに知事の許可を受ける必要がある施設をいう。政令により34業種が規定されていたが、令和3年6月1日より、政令で新たに定められた32業種となった。
※3	3	営業届出施設	平成30年の食品衛生法改正により新設された食品衛生法第57条に基づき、営業許可業種、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業以外の業種（集団給食施設、野菜果物販売業等）に該当する営業を行おうとする場合に、当該施設ごとに知事に届ける必要がある施設をいう。令和3年6月1日から施行された。
※4	3	モニタリング 機器	食品の加熱殺菌温度を測定する中心温度計や殺菌水の塩素濃度を測定する残留塩素測定器など、食品の製造・調理現場の工程管理状況の検証に使用する機器。HACCPの概念を応用した衛生管理を推進するため、日常的・継続的な点検を行う際に活用する。
※5	4	ノロウイルス	食中毒の原因となるウイルスの一つ。人の腸で増殖し、一人感染のほか、糞便(ウイルス)で汚染された食品による食中毒も多発している。我が国で発生している食中毒で、患者数が最も多い。冬季を中心に、年間を通して胃腸炎を起こす。
※6	4	ウエルシュ菌	ヒトや動物の腸管に生息する芽胞形成菌で、腸管内で芽胞を形成するときに産生されるエンテロトキシン（腸管毒）によって食中毒が起こる。カレーや煮物などの煮込み料理が原因食品となることが多い。潜伏時間は6～12時間で、主症状は下痢と腹痛で、おう吐や発熱はまれである。

区分	頁	用語	解説内容
※7	4	カンピロバクター	食中毒原因菌の一つで、家禽や家畜、ペット類の腸管に存在しているため、食品への汚染の機会が多い細菌で、加熱不十分な鶏肉が原因食品になることが多い。発熱(38～39℃)、倦怠感、頭痛、下痢が主な症状で、潜伏期間は2～7日。
※8	4	クドア・セプテンブクタータ	食中毒の原因となる寄生虫の一つ。ヒラメの筋肉に寄生する粘液胞子虫で、生食用生鮮食品、特にヒラメの刺身を食べることで発生する。 食後数時間程度で下痢、おう吐、胃部の不快感等が認められる。症状は比較的軽く、多くの場合、発症後24時間以内に回復し、後遺症もないとされている。
※9	5	許可を要しない営業	営業届出施設及び改正食品衛生法が施行された令和3年6月1日以前に県で把握していた、許可を要する営業以外の営業施設をいう。
※10	5	スクリーニング検査	多数の中からある特定の性質を持つ物質・生物などを選別(スクリーン)するために行う検査。
※11	7	リスクコミュニケーション	リスクに関する正確な情報を、消費者、事業者、研究者、行政など関係者が共有し、相互に意思疎通を図ること。 対象になっているリスクについて関係者が一緒に考え、情報・意見を相互に交換して了解事項を積み重ねることで、リスクを低減していくための共通の姿勢を持つことができる。
※12	9	クリプトスポリジウム	原生動物の原虫類に属する水系病原性生物で、この原虫に感染した場合、典型的な水様性の下痢となり、発汗、腹痛を伴う。一般的には不顕性感染が多いが、免疫不全症(エイズ患者)では重篤な症状となる。
※13	10	レジオネラ属菌	土壌、河川など自然環境中に生息する細菌の一つ。循環式浴槽のろ過器等で本菌が増殖し、ジェットバスや打たせ湯などで、微少な水滴となって空気中に浮遊した浴槽水に含まれる本菌を吸い込むことにより、肺炎型のレジオネラ症を引き起こすことがある。悪寒、高熱、全身倦怠感、呼吸困難などの症状を呈し抵抗力の弱い老人等では死亡する場合もある。
※14	10	シックハウス症候群	高断熱、高气密という住宅構造とホルムアルデヒド等の化学物質によって引き起こされる目眩、吐き気、頭痛等を主症状とする健康障害。

区分	頁	用語	解説内容
※15	13	動物取扱業	動物の取扱いを業として行う者をいい、動物の愛護及び管理に関する法律第10条により、都道府県への登録が義務付けられている。販売、保管、貸出、訓練、展示、譲受飼養、競りあっせんの7業種がある。法改正により、平成25年9月1日からは非営利の取扱いについても届出が義務付けられることとなった。(営利のものを「第一種動物取扱業」=登録、非営利のものを「第二種動物取扱業」=届出として整理。)
※16	14	特定動物	ライオン、クマ、ワニその他の人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令第3条により規定されている。飼育するためには、動物の愛護及び管理に関する法律第26条に基づき許可が必要である。なお、法改正により令和2年6月1日からは、愛玩目的での飼養が禁止された。
※17	14	マイクロチップ	直径1.4mm、長さ8.2mm程度の円筒形の小さな電子標識器具で、世界で唯一の15桁の数字が記録されている。皮下に装着されたマイクロチップの番号を専用のリーダー(読取器)で読み取り、データベースで検索することにより、所有者情報を得ることができる。